

# オール東三河特別徴収徹底宣言！

## ～住民税は給与からの天引きで～

個人住民税の特別徴収の推進は全国的に広がっており、愛知県内でも積極的に取り組んでいます。東三河8市町村は、平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。引き続きご協力をよろしくお願いします。

### 特別徴収のメリット

各市町村から通知された住民税額を従業員の給与から天引きするだけ！  
所得税の源泉徴収事務のように、税額の計算や年末調整をする手間がありません。  
年12か月に分割して徴収するので、普通徴収に比べて1回あたりの負担が減ります。



### 給与支払報告書の提出にはeLTAXが便利です！

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX（エルトアックス）又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

○給与支払報告書のほかに特別徴収関連届出書の提出もeLTAXで行えます。

○特別徴収していただいた個人住民税の電子納税も行えます。

また、電子納税には以下のような便利な機能もあります。

- ・複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。
- ・金融機関窓口へ行かなくてもオフィスや自宅から手続きができます。
- ・インターネットバンキングの契約が不要なダイレクト納付機能があります。
- ・事業所税や法人事業税など、個人住民税以外の税金も納付することができます。

※eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットの利用により電子的に行うシステムです。

詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）

○市町村への各種届出は提出期限までにご提出ください。

記載方法で疑問等ありましたら下記の間合せ先までご連絡ください。



豊橋市  
トヨッキー



豊川市  
いなりん



蒲郡市  
トトまる



田原市  
キャベツウ



新城市  
のんすけ



設楽町  
とましーなちゃん



東栄町  
オニスター



豊根村  
ポント

お問合せ先

豊橋市役所財務部市民税課

0532-51-2200～2206

新城市役所市民環境部税務課

0536-23-7615

豊川市役所総務部市民税課

0533-89-2129

設楽町役場財政課

0536-62-0516

蒲郡市役所総務部税務課

0533-66-1116

東栄町役場税務会計課

0536-76-1814

田原市役所総務部税務課

0531-23-3509

豊根村役場住民課

0536-85-1313